

令和7年11月農業委員会定例総会議事録

1 開催日時

令和7年11月28日（金）

開会 午後1時30分

閉会 午後2時30分

2 開催場所

尾張旭市役所 講堂1（南庁舎3階）

3 出席委員

農業委員10名

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

なし

6 出席した事務局職員

事務局長、事務局次長、係長、主査、主事

7 議題等

第17号議案 農地法第3条の規定による許可申請について

第18号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進
計画案に対する意見について

報告事項15 農地法第5条の規定による届出の専決について

報告事項16 農地法第18条第6項の規定による通知について

8 会議の要旨

会長	<p>本日はご多忙のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>それでは、ただいまの出席委員は、10名です。</p> <p>定足数に達しておりますので、これより11月の農業委員会総会を開催します。</p> <p>これより議事に入ります。</p> <p>総会規則により議事録を作成するため、議事録署名者を指名させていただきますが、ご異議ございませんか。</p>
委員	<p>【異議なしの声】</p>
会長	<p>異議もないようですので、次の委員を指名させていただきます。議事録署名者は、横井利夫委員、荒谷弘美委員にお願いをいたします。</p> <p>本日の付議事件は、第17号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」が1件、第18号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」が1件でございますのでよろしくお願いします。</p>
会長	<p>それでは早速ですが、第17号議案「農地法第3条の規定による許可</p>

	申請について」事務局より説明をお願いします。
係 長	<p>それでは、第17号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」説明します。</p> <p>この議案は、農地法第3条の規定による許可申請について、農業委員会の許可を受ける必要があるものでございます。申請内容につきましては、別紙調書のとおりでございます。</p> <p>【調書を朗読】</p> <p>第17号議案の説明は以上でございます。</p> <p>農地法に関する許可基準からみた意見につきましては、調査された委員の方から説明をよろしくお願いします。</p>
会 長	それでは、調査されました委員の方から調査結果の報告をお願いします。
横井利夫 委 員	<p>11月29日に水野政起委員と水野洋子委員と現地を調査しました。</p> <p>申請地は、北原山町地内にあり、三郷駅から県道を北上し、東栄交差点を左折、旭ヶ丘町南の交差点に隣接しております。</p> <p>周辺地域には農地が多く見られますが、申請地は宅地に隣接しており、北側と西側に譲受人所有の農地があります。また、南側と東側は道路であります。</p> <p>申請内容は所有権の移転です。譲受人はこれまでに農業を56年営んでおり、申請地の北側と西側に自己所有の農地もあるため、本件の農地転用により作業の効率化及び規模拡大を図るものであります。</p> <p>譲受人の高齢化が懸念されるところですが、営農に対する意欲、営農計画や農機具等の保有状況等を考えると、今後も農業に従事する姿勢が見受けられます。</p> <p>周辺農地も譲受人所有の農地であり、影響はないと考えます。</p> <p>以上のことから調査委員の意見としては、許可相当であると考えられます。よろしくご審議お願いします。</p>
会 長	<p>報告が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>第17号議案について、何か質問はございませんか。</p>
荒谷弘美 委 員	売買価格については、相場なのでしょうか。
係 長	当事者間で決められており、相場ということではないと思われます。
水野政起 委 員	一つの事例にはなると思います。以前にも周辺で売買事例がありましたので、そうやって相場が形成されていくと思われます。
森下幸夫 委 員	本件の申請地について、青地ですが隣地に住宅が建っていることから今後、代が変わった際に、分家住宅の建築目的で農地転用というようなことにはならないでしょうか。
係 長	分家住宅の基準があり、今回取得した農地については、分家住宅の建築はできないと思われます。

会長	他に質問もないようですので、これより採決に移ります。第17号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委員	【挙手全員】
会長	<p>挙手全員により、第17号議案については、許可相当とすることに決まりました。</p> <p>続いて、第18号議案「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画案に対する意見について」、事務局より説明をお願いします。</p>
係長	<p>それでは、第18号議案について説明します。</p> <p>この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により尾張旭市が作成した農用地利用集積等促進計画の案について、農業委員会の意見を聴取するものでございます。</p> <p>【調書の説明】</p> <p>詳細につきましては、担当より、説明させていただきます。。</p>
事務局	<p>【詳細の説明】</p> <p>説明は以上です。よろしくご審議お願いします。</p>
会長	<p>説明が終わりましたので、これより質疑に移ります。</p> <p>第18号議案について、何か質問はございませんか。</p>
森下幸夫 委員	金額欄が空欄のものについては、賃料は無料ということでしょうか。
事務局	使用貸借であり、賃料はございません。
水野政起 委員	台帳の基金事業規程第3-3(1)の欄に③と記載されているかたがみえますが、これはどういった意味なのでしょうか。
事務局	<p>これは農地中間管理事業の規程でございまして、どのようなかたが農地中間管理事業を利用して農地を借りるのかを示しています。</p> <p>③と記載されたかたというのは、農業を担うものに貸し付けるまでの間に農業委員会等が認めたかたに、一時的に貸付をするという内容のものです。</p>
森下幸夫 委員	今回新規就農者のかたも中間管理事業の借手となっていますが、これは農業委員会事務局で手続きを行った新規就農者ということでしょうか。
係長	はい、正式には認定新規就農者でございまして、手続きを終えて認定されたかたになります。
会長	他に質問もないようですので、これより採決に移ります。第18号議案について賛成のかたは挙手をお願いします。
委員	【挙手全員】
会長	挙手全員により、第18号議案については賛成することに決定しました。
会長	これをもちまして本日の付議事件は終了しました。

	<p>次に報告事項に移ります。</p> <p>報告事項 1 5 「農地法第 5 条の規定による届出の専決について」、事務局より説明をお願いします。</p>
係 長	<p>それでは、報告事項 1 5 「農地法第 5 条の規定による届出の専決について」説明させていただきます。</p> <p>農地法第 5 条の規定による届出が、6 件で 1, 203. 51 平方メートル、主な概要は、印場元町地内外で一般個人住宅 5 件、露天駐車場 1 件です。</p> <p>これらの届出については、市街化区域内の農地の転用につき、既に事務局において審査し、受理していることを報告します。説明は、以上です。</p>
会 長	続きまして、報告事項 1 6 「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局より説明をお願いします。
係 長	<p>それでは、報告事項 2 「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」説明させていただきます。</p> <p>農地法第 18 条第 6 項において、「農地の賃貸借につき合意による解約をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならない。」とされていることから、農地中間管理事業による農地賃貸借について合意解約があったため、農地法第 18 条第 6 項の規定により農業委員会に通知があった旨を報告するものです。</p> <p>【調書説明】</p> <p>調書の説明は以上でございます。</p>
会 長	報告が終わりましたので、何か質問はございませんか。
会 長	<p>質問もないようですので、本日の議事はこれをもちまして終了いたしました。</p> <p>その他事務局より、委員の皆さんにお知らせなどがありますか。</p>
事務局	<p>1 点ございます。先月お伝えさせていただいたとおり、農地パトロールの結果、遊休農地と判断された土地の所有者に対して、利用意向調査を実施させていただきますので、ご承知おきください。なお、詳細については、事務連絡にて説明させていただきます。</p> <p>お知らせは以上でございます。</p>
会 長	<p>それでは、以上をもちまして、本日の総会議事はすべて終了しました。</p> <p>次回農業委員会は 1 月 25 日(木)午後 1 時 30 分から 201 会議室にて開催を予定しております。</p> <p>これをもちまして本日の総会を閉会します。皆さまお疲れさまでございました。</p>